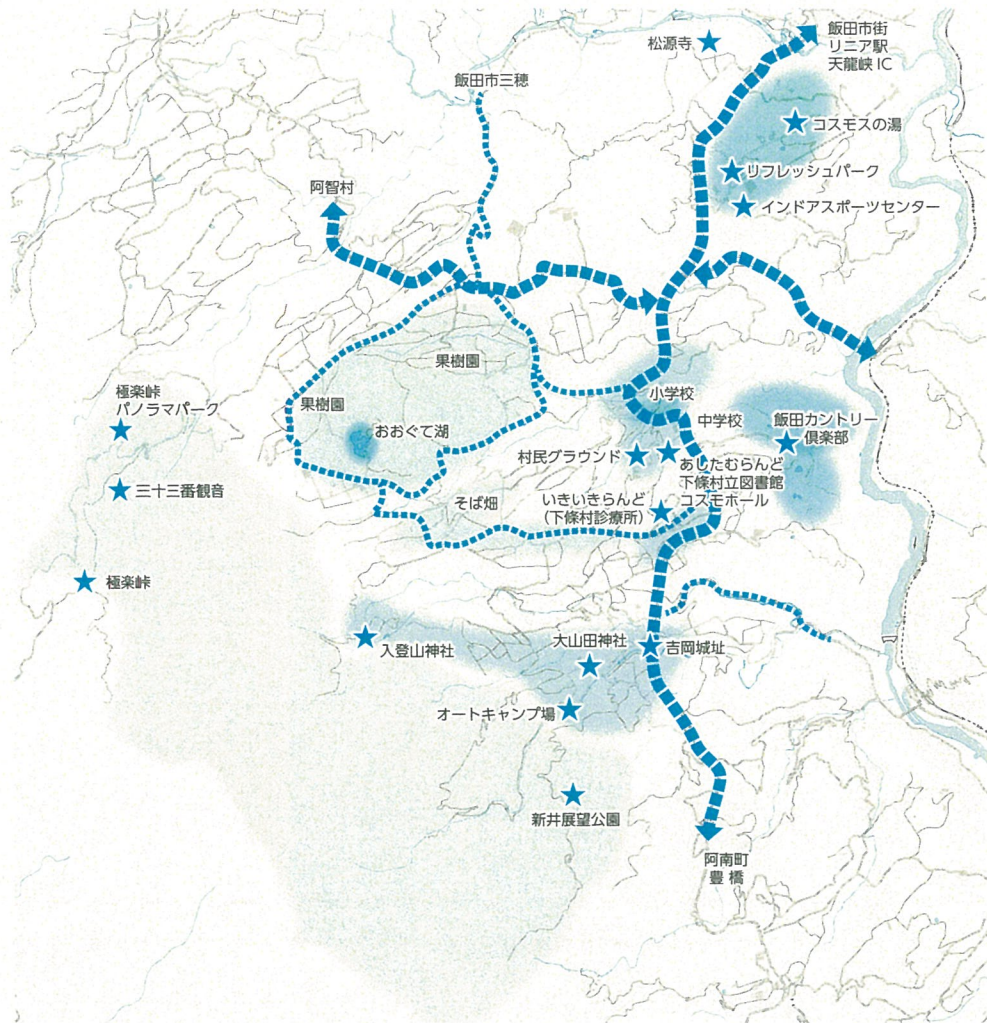
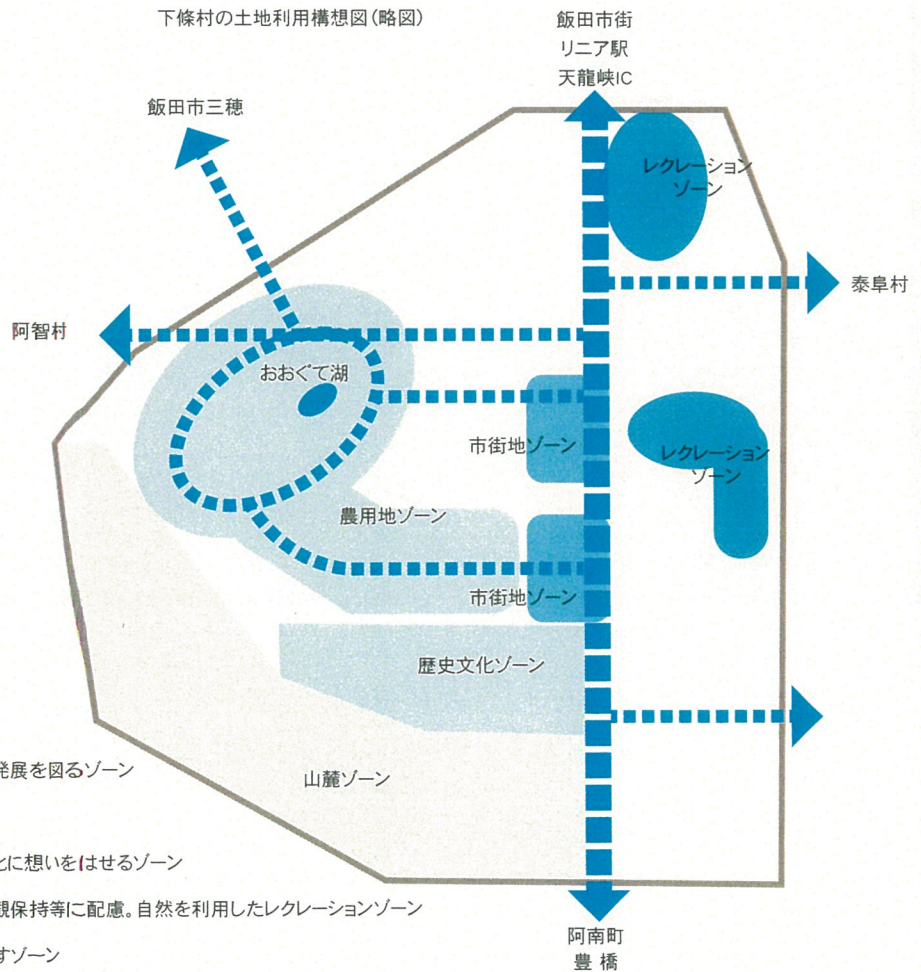


第 3 部

基本計画



下條村の土地利用構想図(略図)



下條村全域を対象とした土地利用
(各ゾーンの内容)

ゾーン名 内容

レクリエーション

広域的なコミュニケーション活動の発展を図るゾーン

市街地ゾーン

定住地、医療施設等の健康ゾーン

歴史文化ゾーン

史跡などを中心とした村の歴史文化に想いをはせるゾーン

山麓ゾーン

水源かん養、森林の保全・育成、景観保持等に配慮。自然を利用したレクリエーションゾーン

農用地ゾーン

そばや果樹などの農業振興を目指すゾーン

第1章 土地利用計画

現況と課題

本村の土地利用を「地目別面積の推移」でみると、農業従事者の高齢化による田畑・山林の減少、宅地・その他（雑種地・道路敷地）が増加しており、現在行っている住宅・福祉・教育での土地利用が反映しています。農地では優良農地・集積及び構造改善の推進を図るとともに不耕作地をソバ畑として利用するなど農地の適切な保全管理を引き続き行い、農業振興とともに快適な生活環境としての村土の保全にあたる必要があります。また、山林についても開発用地への転用が進むなか、その保全にこれまで以上にあたり、今後とも開発用地を確保する必要があります。

表1 地目別面積推移

(単位:千㎡)

年度	田	畑	宅地		沼地	山林	原野	雑種地	その他	合計
			住宅地	非住宅地						
昭和60年	3,500	3,571	728	158	33	27,334	1,885	211	841	38,261
平成2年	3,406	3,620	730	207	35	26,450	1,874	268	1,130	37,720
平成7年	3,316	3,498	751	317	35	25,873	1,827	901	1,142	37,660
平成12年	3,186	3,355	785	353	35	18,650	1,879	917	8,500	37,660
平成17年	3,122	3,310	1,180		35	17,754	1,805	10,465		37,671
平成20年	3,101	3,299	1,195		35	17,733	1,801	10,498		37,662
平成22年	3,077	3,289	1,202		35	17,732	1,822	10,503		37,660
平成25年	3,059	3,281	1,190		35	17,687	1,824	10,584		37,660
平成30年	3,013	3,259	1,200		35	17,661	1,839	11,113		38,120
令和5年	2,991	3,224	1,214		35	17,651	1,851	11,154		38,120

資料:固定資産税概要調査

計画

1. 計画的な土地利用

- ①長期的展望に立って公共の福祉を優先させます。
- ②地域の自然的、文化的、経済条件を配慮して、健康で文化的な生活環境の確保を図ります。

2. 効果的な土地利用

- ①優良農地の保全
換地や中核農家への農地の集積により、優良農地の確保を図ります。
- ②森林の多目的利用
木材の供給・水源の涵養と共に観光、レクリエーションの場として利用を進め、多目的利用を図ります。

3. 機能的な土地利用

- ①公共施設・産業・開発拠点の相関性を考え、交通ネットワーク整備を進めます。
- ②人口減少対策として、村営住宅入居者や移住者が定住できるニーズにあった宅地整備を進めます。
- ③関係人口・交流人口・つながり人口づくりの推進に農地を活用し、その保全を図ります。

第2章 下條らしさを生かした活力あるむらづくり

第1節 農業の振興

現況と課題

本村の農業は、農地が標高 332 m から 828 m に位置しており、中山間地域で圃場面積も小規模でありながら、水稻・果樹・野菜等と総合的な供給産地として地域の基幹産業として発展してきました。

しかし、本村の農家数及び農家人口(表1参照)は年々減少しており、引き続き高齢化や離農が進行している状況です。

このような中、本村の農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略をもって経営を展開する中核的経営体を育成することはもとより、副業農業(兼業農家)の参入も視野に入れた「地域計画(人・農地プラン)」を推進し、それにより明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約または荒廃化を防ぎ、農業経営の向上を図り、地域の農業の生産構造の構築を目指すことが必要とされます。

具体的には

①農地の流動化(担い手への集積・集約)

農地の流動化促進のために「NPO 法人元気だ下條」の活用や各地区の地域計画による協議(話し合い)の場を推進、更には地域おこし協力隊制度を活用した農業研修制度を積極的に実施し、農地台帳の見直しを行い守るべき農地を選定し、担い手への集積をしていくことが必要となります。

②認定農業者制度の活用と認定新規就農者の確保

本村農業の中核を担っている認定農業者等は 61 名(2024 年 12 月末現在)でそのうち認定新規就農者が 3 名となっており新規就農者が増加傾向にあります。新規就農者が安定した農業経営ができるような支援制度を拡充していくことや、認定農業者の農業経営の発展を促す補助制度を充実していくことが必要となります。

③農業経営の法人化や共同化による地域農業強靱化の推進

本村の農業法人は 4 経営体と平成 12 年から変動はありませんが、今後も法人化を推奨し経営の体質を強化していくことが必要です。また、別の方法として集落営農組織を構築し共同での営農を推進していくことも必要であると考えます。そのような取り組みを行うことで地域ブランドの確立、担い手不足解消のための人材確保、市場との直接取引や販路拡大など戦略的農業経営の構築が必要です。

④ワーキングホリデー・グリーンツーリズムの推進

三遠南信自動車道の開通やリニア中央新幹線の開業を見据えて、都市部との農業農村交流が期待されます。ワーキングホリデーやグリーンツーリズムの事業を行うため、女性農業者やその団体等を中心とし受け入れ態勢を構築していくことが必要です。

⑤農業の有する多面的機能の十分な発揮

気候変動の影響により大規模な自然災害が発生しています。国土保全、水源の涵養、自然環境の保全など農業が有する多面的機能は大きく、農村は農業生産の場であり生活の場でもあります。美しく住みよい快適な場所を守るため農業景観の保全が必要です。

⑥安全で鮮度が良い食材の提供

無農薬・低農薬や有機農法が叫ばれる時代。良いものをより安全に安定的に供給することが必要と

されています。

また、豊かな食生活を考える場を多くの村民が求めています。この場づくりで、非農家が農業・農村について理解を深め、農家は顧客の志向をつかむマーケティングの機会を身近に持つことができます。

⑦農業の自然循環機能の維持増進

資源を有効に活用し、農業の持続的な発展を図るためには、農業の自然循環機能を維持増進することが重要となります。このため、新たな農業生産方式の定着・普及・家畜ふん尿の適切な管理・利用の推進・有機性資源の循環利用システムの構築等が不可欠で、こうした取り組みは国民が求める安全で良質な農産物の提供や循環問題にも答えることにもなります。

また、農業分野においても、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガス等の排出抑制など、地球規模での環境問題への適切な対応とともに、国産食料の安全性を確保していく観点から、ダイオキシン類、内分泌かく乱物質問題への対応の強化も重要となっています。

表1 農家数と農家人口

	農家数(戸)				自給的 農家	農業従事 者割合 (%)	農家人口(人)		
	総数	専業	兼 業 農家主	兼 業 兼業主			総数	男	女
平成7年	580	72	104	255	149	65.3	2,617	1,281	1,336
平成12年	573	76	85	248	164	61.5	2,506	1,230	1,276
平成17年	518	59	96	185	178	36.4	1,534	766	768
平成22年	505	75	48	197	185	31.6	1,329	652	677
平成27年	478	58	76	161	183	30.5	1,412	579	590
令和2年	420	58	35	151	175	25.3	897	457	440

資料:農業センサス、長野県統計書

表2 経営耕地面積規模別農家数

単位:戸

	30a未満	30～50	51～100	101～150	151～200	201以上	計
昭和55年	161	133	252	105	42	18	711
昭和60年	179	129	230	88	30	18	674
平成2年	148	142	210	70	34	24	628
平成7年	157	126	180	64	32	21	580
平成12年	173	122	164	60	29	25	573
平成17年	181	91	149	46	27	24	518
平成22年	185	91	127	49	23	30	505
平成27年	184	84	110	48	22	30	304
令和2年	179	53	102	41	18	27	420

資料:農林業センサス

表3 販売農家従事者数

単位:戸

	男性計	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成12年	939	284	80	140	113	134	188
平成17年	766	220	53	107	105	95	186
平成22年	652	155	52	67	107	95	176
平成27年	579	125	35	53	95	99	172
令和2年	420	54	30	38	49	94	155
	女性計	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成12年	960	277	98	123	100	134	228
平成17年	768	200	58	104	101	91	214
平成22年	677	163	45	80	96	92	201
平成27年	590	123	36	44	92	101	194
令和2年	408	47	24	35	56	88	158

資料:農林業センサス

■計 画

1. 道の駅での直売、市場との直接取引を進め、「売れるものを作る」「より高い商品価値を得る」など地域ブランドの確立を目指す戦略的農業経営の推進
2. 守るべき農地の選別により担い手への農地集積の推進
3. 農業経営の法人化、共同化の推進
4. 農業振興補助金の拡充をし、農業経営基盤強化の推進
5. ワーキングホリデー、グリーンツーリズム等の農村交流事業の推進
6. 農業景観の保全
7. NPO 法人「元気だ下條」との連携により農業振興に必要な事業の展開
8. 下條村の伝統野菜とソバの振興

第2節 林業の振興

現況と課題

最新の林業地域調査（令和2年）によれば、本村の民有林の割合は郡市総数 55.6%に対して 84.4%と高い。しかし本村における林業生産額は低く、まとまった人工林はあるものの地形急峻で路網整備が難しく、過疎化・高齢化による林業労働力の減少、そして長い林業の低迷により林家の経営意欲が低下し、間伐・除伐等諸施業の遅れが目立っています。一方、これまでの安定した木材の供給・水源の涵養・自然環境の保全の外に環境レクリエーション・保養などその活用が変化してきています。「地目別面積推移」（P20）によると、山林の占める割合が平成12年 18,650 千㎡（94.8%）から徐々に減少、林野の他目的利用が進んでいます。このような視点からも森林資源の整備を進めていくことが必要となっています。

表4 森林の林種別所有形態別面積

単位:ha

区 分		総数	立 木 地						未立木地		
			小計	人工林		天然林		竹林	小計	伐跡	その他
				針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹				
国有林		317	286	231	3	4	48		31		31
民有林	公有林	22	21	8		5	8		1		1
	私有林	2,302	2,232	968	4	241	1,019	39	31		31
計		2,641	2,539	1,207	7	250	1,075	39	63		63

※国有林は官行造林を含める。 資料:長野県民有林の現況(令和6年度)

表 5 林野面積

単位:ha

区分	総数	地種別		所有形態別		
		森林面積	森林以外の 草生地	国有	公有	私有
				林野庁・その他 の官庁	都道府県・市町 村・財産区	個人・社会 ・社寺 ・その他
郡市総数	164,434	163,776	658	27,026	46,221	91,187
下條村	2,656	2,656	0	286	128	2,242

注「2015年世界農林業センサス林業地域調査」による。国有は緑資源公団を含む。

■計画

1. 林業生産基盤の整備

- ①林業乗入れ車両の増加に対処するため、法面・路盤の整備を図ります。
- ②適切な保育、木材の生産コストを図るよう、必要な林道の新規開設を行います。
- ③森林機能の多様化に伴い、一般車両の通行が増加することが予想されるため、通行の安全を確保します。

2. 森林環境譲与税による森林整備

- ①森林経営管理制度により、適切な森林経営、森林整備を推進します。
- ②森林環境譲与税を活用した日陰支障木の伐採を進めます。

3. 林業担い手の育成

- ①森林組合などの活動強化を図ります。
- ②林業教育・研修の場を設け技術・経営能力の向上を図ります。

4. 森林の多目的活用

- ①水源涵養の自然環境の保全を図ります。
- ②トレッキングと保養などに活用します。
- ③防災林への取組みを進めます。

5. 有害鳥獣などの対策

- ①年間駆除計画に基づき、カラス等の駆除を猟友会の協力により実施します。
- ②松くい虫の被害に伴い、伐倒処理・地上散布により防除に努めます。
- ③樹種転換を進めます。

第3節 商工業の振興

現況と課題

- 本村の商業は、飯田市街地郊外への大型店の出店や産業構造の変化により、小売業売上高の減少が続いており、後継者、担い手不足による小売業事業所数の減少を招いています。経営者、商工会、村が連携した、リニア時代を見据えた競争力のある商業振興事業の創出が求められています。また、小売業事業所数の減少や高齢化、単身世帯の増加により、高齢者等を中心に食料品の購入などに不便や苦勞を感じる方（買い物弱者）が増加しています。
- 本村の工業を取り巻く環境は、海外情勢の変化や少子高齢化・人口減少の進行、情報通信技術の普及拡大などにより大きく変化し、企業が抱える課題は一層多様化・複雑化しています。創業から経営革新、企業再生、事業承継まで、各企業が置かれているライフステージに応じた支援とともに、企業PRや販路拡大など多様で切れ目のない支援が求められています。
- 企業立地は、雇用対策、定住施策においても重要な取り組みです。土地利用計画を明確にし、調和を図る中で、南信州広域行政と連携し企業立地を積極的に推進することが重要となっています。

■計 画

1. 商業・工業の振興

①企業の支援

- ・経営者、商工会と連携を図りながら、経営革新、企業再生、事業承継など、各企業のライフステージに応じた支援を図り、競争力のある産業の構築を推進します。
- ・商工業の販路拡大や技術向上を図るため、展示会・商談会出展助成、各社 SNS・HP を活用した情報発信に対しての多角的な支援を図るなど多様で切れ目のない支援を実施します。
- ・中小企業の経営安定化、施設整備が円滑に推進されるよう、制度資金の充実を図ります。
- ・意欲ある人が起業できる環境づくりのため、ワンストップ相談窓口やフォローアップ体制の充実を図り、村、県、商工会、金融機関等の関係機関が連携したきめ細かな支援を行います。また、創業支援補助金により創業時の財政的負担の軽減を図ります。

②企業立地

- ・下條村商工業振興条例による固定資産税の優遇措置や、企業にとって魅力的な環境であることを積極的に、戦略的に情報発信することにより企業立地を進め、地域産業の持続的な発展、雇用の維持・確保を図ります。

2. 村民とともに成長する商工業

①小さな拠点の整備による生活圏の形成

- ・道の駅を中心に、生活サービス機能を集約させた「小さな拠点」を整備し、拠点と集落を交通ネットワークで結ぶことにより、安心して暮らし続けられる生活圏を形成します。

②買い物弱者対策

- ・買い物の利便を図る小売店舗の独自活動を支援するとともに、福祉サイドとの連携による新しい形の支援に努めます。

③商業環境の充実

- ・村民が集い、地域の交流の場となるような快適で魅力的な商業空間の創出を図るとともに、住民の利便向上を図ります。また、情報の発信や交流・観光による賑わい創出に向けた取り組みを推進します。

第4節 雇用の確保

現況と課題

近年の雇用状況は、都市部への人口流出や少子高齢化による人口減少の影響により人材不足が著しくなり、中小企業では退職補充人員の確保に向けた新規雇用が困難な状況となっております。こうしたなか、I・Uターン希望者の受入れや雇用の受け皿となる企業立地等、リニア時代を見据えた雇用形態や、企業支援を含む新たな取り組みが急務となっています。

■ 計 画

①企業等との連携

- ・若者の地元就業環境づくりと村民雇用のために、持続的な企業支援を推進します。
- ・新たな就業機会の確保や人材の育成について、村独自の取り組みとともに、広域的な連携を推進します。
- ・勤労者の福祉の向上などを図ります。
- ・就職活動をしている方、村内事業所、起業希望者向けの仕事に関する支援制度やイベントなどの情報の集約・発信を推進します。

②移住、定住者への支援

- ・村に住んで地元企業に就職された若者への補助制度を実施します。
- ・ホームページなどに求人情報を掲載して、新たな雇用につなげます。

第5節 観光振興・交流人口対策

現況と課題

本村の観光入込数は平成16年に、44万8,600人とピークを迎え、それ以降は横ばいで推移していますが、平成18年と20年は30万人を割込んでしまいました。

近年、日帰り・宿泊者は減少傾向にあるものの、おおむね現状で推移している様子がうかがえます。今後は、宿泊者の増加が見込めるように積極的な観光施設の整備を行うことが必要となります。

村内の温泉保養施設(コスモスの湯)は、他町村で同様の施設が整備されたことにより、年々来場者は減少傾向にあるといえます。また、リフレッシュパークの来場者数も年々減少しており、繰り返し来てもらえるような、複合遊具の設置やパター、マレットゴルフの料金見直しなど、ソフト面でのサービスの充実も不可欠となっています。

世界一の長寿国という寿命の伸びがもたらした高齢者の余暇の増大と、本格的な余暇の時代が訪れています。バリアフリーの整備など、多種多様な受け入れ環境を求められています。

国道 151 号、三遠南信道の整備 (部分供用) などにより、週末ごとの遊びが定着してきています。その時間の楽しみ方は、農業体験、健康や環境に関わる食事や保養、花や植物観察などといったレクレーション、園芸・手工芸・祭りや歴史探訪といった感性や知性を求めることなど、生活に安心やくつろぎ、感動を求めています。

この時代では「遊ぶことが先で、泊まるのは後」というお客のニーズの変化への対応が迫られています。したがって、繰り返し訪ねて時間を消費してもらえる楽しさを提供することが必要となっています。インターネットやスマートフォンの普及により、情報の多くは、ネット環境を利用し、得られていると考えられるため、ポータルサイト、SNS を活用し、自然の刻々と変わる情報を地域企業や地域住民とともに新鮮な情報を豊富にかつリアルタイムで提供する環境を整備し、発信していくことで、その楽しみ方を解説していくことも必要となります。

また、交流人口を増やしていくためには、村外の人たちがどのくらい下條村を知っているのか、またどうしたら下條村を知ってもらい、関わりを持ちたくなるのか、そのためには自分たちの置かれている客観的なポジションの把握と分析、評価が必要です。そして、それに基づいて認知度をあげていくための取組を行ったり、事業を効果的にすすめていくことが重要です。

■ 計 画

1. 観光施設の有効利用および整備
2. 自然・農林業・文化など下條の風土を生かした滞在型観光やレクレーションを担う組織づくりとプログラムの提供
3. 温泉を生かした健康保養地づくり
4. 観光施設におけるサービスの質の向上および担い手の育成
5. 観光協会の育成
6. 南信州観光公社との連携、活用とグリーンツーリズムの推進
7. そばの城・コスモスの湯の改築やリニューアルの検討および事業化
8. 交流人口増加につなげるため、村の魅力を伝えられるようなポータルサイト等の整備、運用

第 6 節 リニア関連事業の推進

現況と課題

本村では、リニア中央新幹線の建設工事に伴い生じる発生土を活用するリニア関連事業を予定しています。事業の候補地は、「道の駅 信濃路下條」北側の火沢洞で、約 9 ha の用地を造成する計画があります。

造成後の利用は、「リニア残土処理地計画特別委員会」からの提案により、「持続可能な施設」として、「健康志向」を目的に、村民を含め多くの人々が「楽しく交流」できるエリアを目指しています。村では、将来の観光や憩いの拠点となることを目標にコンセプトを決定しています。

また造成工事については、「リニア中央新幹線関連工事対策協議会」を設置し、東海旅客鉄道 (株) (JR 東海) から今後示される工事計画に関して、盛土工事期間中に生じる様々な課題を検討すること

にしています。工事期間中における村民の生活への影響を軽減し、利用計画の実施に支障をきたさないよう協議を進めます。

■計 画

1. 既存施設との整合を図りながら、持続可能な施設づくりに努めます。
2. 「健康」をコンセプトに、地域産業の活性化が図られる利用に努めます。
3. 都市交流、世代交流など、多様な交流が可能となるエリアづくりに努めます。
4. 造成工事に関しては、多方面からの意見を聞くとともに、安全な埋め立てがなされるように管理し、課題解決に努めます。
5. リニア長野県駅へのアクセス道路のルート決定に取り組めます。